

通所介護重要事項説明書

いしどりや荘デイサービスセンター

<平成30年 4月 1日現在>

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

事業者

住 所 岩手県花巻市石鳥谷町好地第14地割10番地

事業者名 社会福祉法人 石鳥谷会

理事長 高橋 信夫 

説明者 所属 いしどりや荘デイサービスセンター

氏名 小原 透 

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

(身元引受人代筆可) 氏 名 _____ 

身元引受人兼連帯保証人 住 所 _____

(本人自署・捺印) 氏 名 _____ 

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

2. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 : 0198-45-5308 (8:30~17:15まで) 担当 : 生活相談員 小原 透

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

3. いしどりや荘デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	いしどりや荘デイサービスセンター
所在地	岩手県花巻市石鳥谷町好地第14地割10番地
介護保険指定番号	通所介護 (岩手県 0372300087号)
サービスを提供する対象地域	花巻市にお住まいの方 (地域以外の方でもご希望の方はご相談ください)

(2) 当センターの職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	備考	計
管理者	社会福祉主事	(1名)		生活相談員と兼務	(1名)
生活相談員	社会福祉主事	2名		管理者・介護員兼務	2名
機能訓練指導員	看護師、准看護師	2名		看護職員と兼務	2名
調理員	調理師	1名			1名
処遇職員	看護師、准看護師	2名		機能訓練指導員と兼務	2名
	介護職員	6名		うち1名は生活相談員と兼務	6名

(3) 営業時間等

営業日	1月4日～12月28日の日曜日以外の日	営業時間	8:30～18:30
基本サービス提供時間	9:30～16:40		
延長サービス提供時間	8:30～9:30、16:40～17:15		
休業日	日曜日及び12月29日～1月3日の間		

4. サービス内容

- ①日常生活上の援助 ②健康状態の確認 ③送迎 ④食事 ⑤入浴 ⑥機能訓練 ⑦生活相談

5. 利用料金（2～3割負担の方は、1割負担の額の2～3倍に読み替えてください。）

(1) 基本料金（法定代理受領の場合は「介護保険適用時の1日当たりの自己負担額」が適用となります。）

①通所介護利用料

要介護度	1割負担の場合の1日あたりの自己負担額						
	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	1時間超過 ごとに
要介護度1	¥362	¥380	¥558	¥572	¥645	¥656	¥50
要介護度2	¥415	¥436	¥660	¥676	¥761	¥775	¥50
要介護度3	¥470	¥493	¥761	¥780	¥883	¥898	¥50
要介護度4	¥522	¥548	¥863	¥884	¥1,003	¥1,021	¥50
要介護度5	¥576	¥605	¥964	¥988	¥1,124	¥1,144	¥50

② サービス提供強化加算（I） 1回あたり ¥18

③ 個別機能訓練加算（I） 1日あたり ¥46

④ 入浴費 1回あたり ¥50

⑤ 送迎減算 片道あたり ¥47 減算。

⑥ 中重度ケア体制加算 1日あたり ¥45

⑦ 介護職員処遇改善加算（I） 1回あたり、上記①～⑤の合計の5.9%の額

※②～④については、サービス提供がない場合は算定されません。

※全額自己負担の場合、①～⑥の料金は10倍（2割負担の方は5倍）の額となります。

(2) その他の料金（提供した場合のみ）

① 食費 1食あたり ¥550

② その他：上記のほか、おむつ代、レクリエーションに係る費用等は自己負担となります。

(3) 支払方法

利用期間の翌月10日までに請求書をお渡しいたします。

お支払い方法は、原則口座振替とします。ただし、口座振替が困難な場合は、当事業所指定の金融機関への口座振り込み又は現金による支払いが可能です。

口座振替に当たっては、別途「口座振替依頼書」を頂きます。

6. 利用定員

一日の利用定員は、30名です。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合。但し、この場合は、条件を変更して再度契約をすることができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

8. 秘密保持

(1) 事業所の従事者は、業務上知り得たお客様又はそのご家族の秘密保持を厳守します。

(2) 従事者であった者が、業務上知り得たお客様又はそのご家族の秘密を漏らさないよう措置を講じます。

(3) 各種教育機関から受け入れている実習生に、秘密保持を厳守させることはもとより、当事業所が知り得た情報を実習生に提供する場合は、事前にお客様の承諾を得た場合に限ります。

9. サービス利用に当たっての留意事項

・送迎時間の連絡・体調確認

ご利用予定の前日にお電話でご連絡します。

・体調不良等によるサービスの中止・変更、その他時間の変更等

なるべく早い段階でご連絡ください。

・設備、器具の利用

共用施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、または、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。また、当施設の職員や他のお客様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

・介護実習生の受け入れについて

当事業所では、次代の福祉人材育成のため、各種教育機関より実習生の受け入れを行っておりますが、実習生による介護を受け入れられない場合は、本欄を抹消してください。

10. 事故等緊急時の対応方法

サービスの提供中の事故によりお客様の身体に影響を及ぼした場合は、ご家族のほか、岩手県及び花巻市並びに担当居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、速やかに必要な措置を講じます。

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由によりお客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、お客様に対してその損害を賠償します。

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、下記主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	主治医	主治医氏名
①	連絡先	②	連絡先
ご家族	氏名		
	連絡先		

11. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応：備え付けの防災マニュアルに基づいて適切な対応をします。
- (2) 防災設備：消火栓・消火器等消防法に基づいた設備を設置しています。
- (3) 防災訓練：年6回定期的に訓練をしています。
- (4) 防災責任者：施設管理者があたります。

12. サービス内容に関する苦情

提供したサービスに関するお客様又はそのご家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置するとともに、第三者委員を配置します。なお、詳細は次のとおりとします。

① 当施設お客様相談・苦情担当

担当：お客様相談窓口（担当者：小原 透） 電話：0198-45-6730

② 第三者委員による相談・苦情の受付

第三者委員：八重樫 洋（TEL45-2106）、菅原 敬子（TEL45-5051）

③ その他

当事業所以外に、花巻市の相談・苦情窓口等に相談・苦情を伝えることができます。

花巻市役所石鳥谷総合支所市民サービス課福祉係（TEL0198-45-3012）

岩手県国民健康保険団体連合会（TEL019-623-4322）

岩手県福祉サービス運営適正化委員会（TEL019-637-8871・9718）

13. サービス情報の公開

当事業所のサービス情報については、介護保険法の規定に基づいて、岩手県が指定する第三者機関により調査・確認された情報が、岩手県指定情報公表センターのホームページにより確認できます。

ホームページアドレスは、<http://www.iwate-silverz.jp/jigyou/kouhyou/top.html> です。

14. 当センターを経営する法人の概要

名称・法人種別：社会福祉法人 石鳥谷会

代表者役職・氏名：理事長 高橋 信夫

本部所在地：岩手県花巻市石鳥谷町好地第14地割10番地

電話番号：0198-45-6730

FAX番号：0198-45-6747

ホームページアドレス：<http://www.ishidoriyasou.jp>

運営事業：特別養護老人ホームいしどりや荘、いしどりや荘デイサービスセンター
いしどりや荘指定居宅介護支援事業所、いしどりや荘(短期入所生活介護施設)
グループホームいしどりや荘、ニコットデイサービスセンター